

意見公募要領

1 意見募集対象

盛土規制法に関する技術的基準（案）

2 資料入手方法

意見募集の対象となる改正案については、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）の「意見募集（パブリックコメント）」欄に掲載するほか、建築都市部開発・盛土指導課で閲覧することができます。

3 意見提出方法

意見書欄に必要事項（氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス））を明記の上、意見提出期限までに次のいずれかの方法により提出してください。

なお、ご意見を正確に把握する必要があるため、電話によるご意見はお受けしません。

（１）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：moridokisei@pref.fukuoka.lg.jp

建築都市部開発・盛土指導課盛土規制係 あて

※ メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイル（ファイル形式はテキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、担当までお問い合わせ下さい。））として提出してください。なお、電子メールの受取可能最大容量は、5MBとなっていますので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出してください。

（２）FAXを利用する場合

FAX番号：092-643-3761

建築都市部開発・盛土指導課盛土規制係 あて

※ 担当に電話連絡後、送付してください。

（３）郵送する場合

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

建築都市部開発・盛土指導課盛土規制係 あて

4 意見提出期限

令和7年9月1日（月曜日）午後5時（必着）

5 留意事項

- （１）提出していただくご意見は、日本語に限ります。
- （２）ご意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。
- （３）郵送又はFAXの場合には、別途、ご意見の内容を保存した磁気ディスクの提出をお願いする場合があります。なお、送付いただいた磁気ディスクについては返却できませんので、あらかじめご了承ください。
- （４）提出されましたご意見は、後日、意見公募の結果を公示する際に、福岡県庁ホーム

ページに掲載するほか、開発・盛土指導課において閲覧することができます。

- (5) ご意見を提出された方の氏名（法人等にあつてはその名称）その他の情報は公表する場合があります。公表するに当たって、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください。
- (6) 氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があつた 場合の連絡・確認といった、本案に対する意見募集に関する業務にのみ利用させていただきます。
- (7) ご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

6 問い合わせ先

建築都市部開発・盛土指導課盛土規制係

電話：092－643－3762

メールアドレス：moridokisei@pref.fukuoka.lg.jp